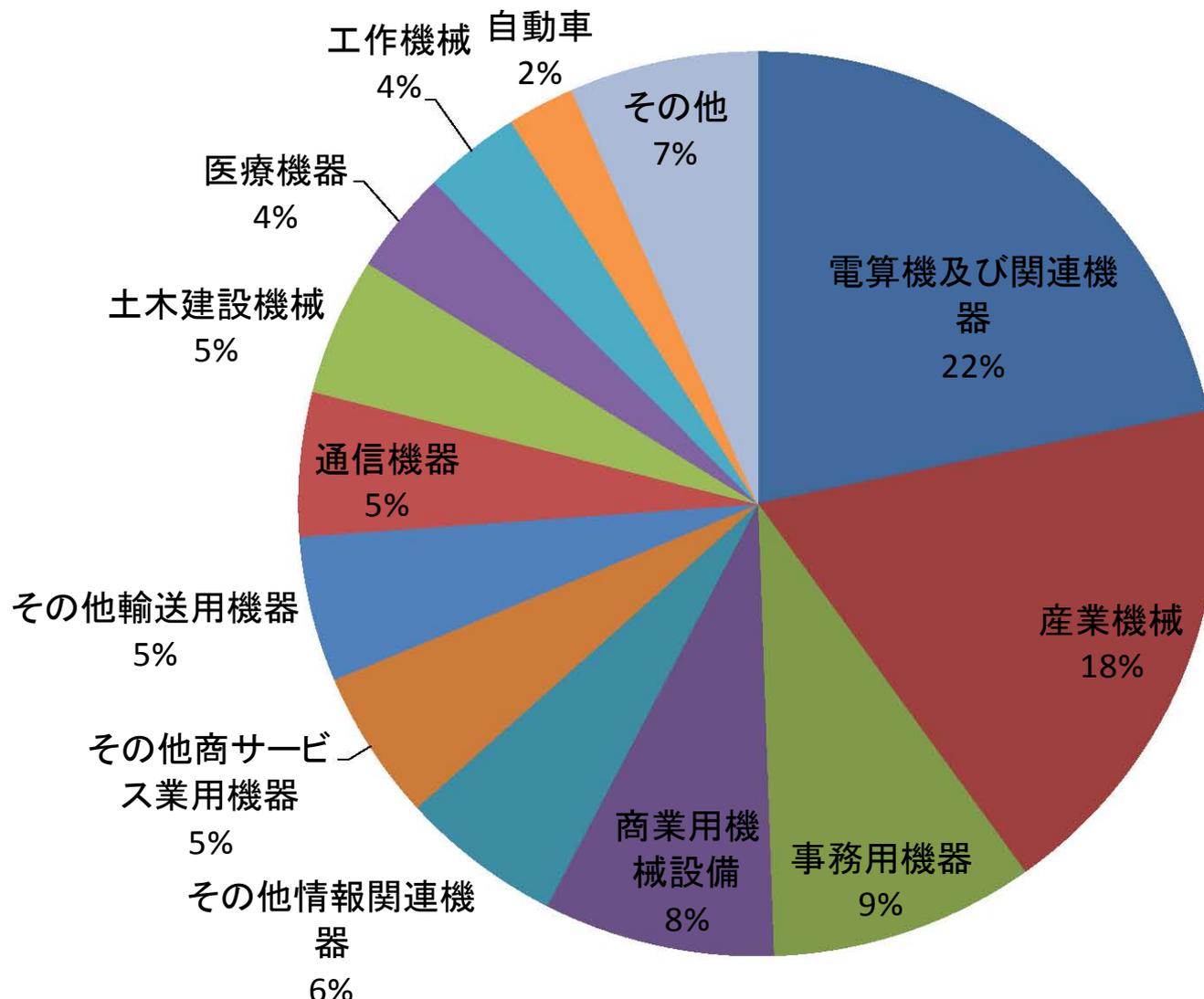
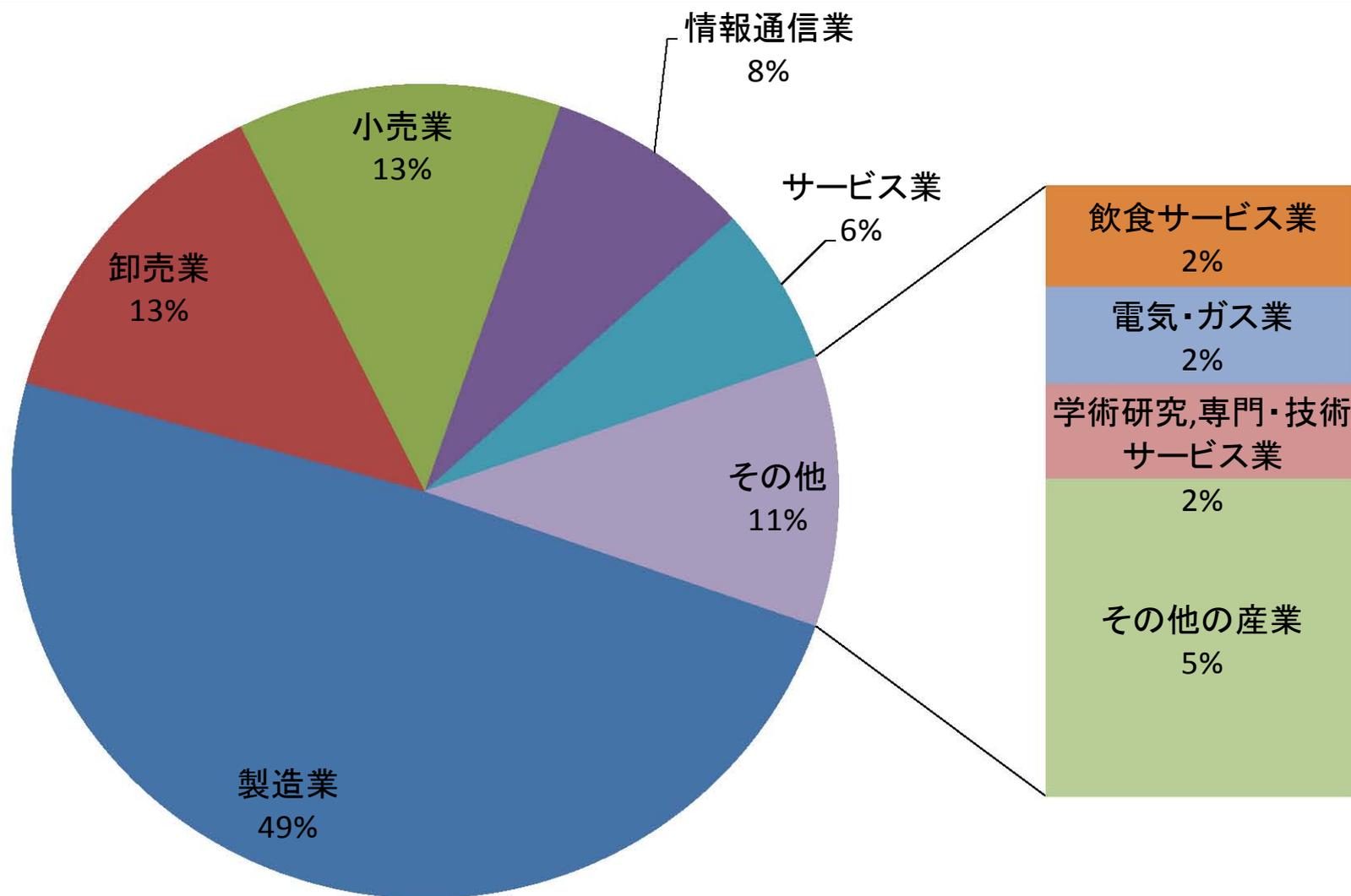


民間リース投資額の機器別内訳



出展：経済産業省 企業金融調査 平成20年3月31日時点

民間リース投資額の業種別内訳

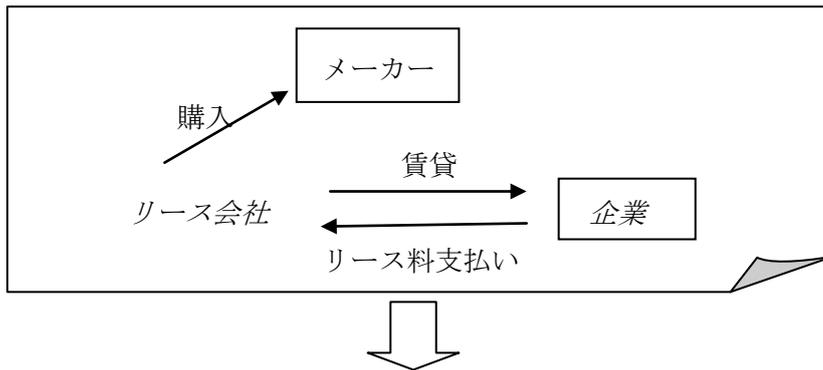


リース会計

●リース会計とは

・リース取引

企業が機械設備を導入するに当たって、
企業が選択した機械設備を代わりにリース会社が購入し、
比較的長期にわたって、リース料を受け取ることを条件に企業に貸し出す取引。



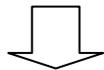
この取引にかかわる資産と負債とを貸借対照表に計上する会計処理のことを
リース会計という。

●歴史的経緯

・資産を購入したとして処理

減価償却費として1年ごとに費用計上できる限度額に縛りがかけられる

⇒費用を長期間に分配しなくてはいけなくなる(支払い期間が長くなる)



・借りているものとして処理(リース取引)

支払に応じて費用計上できる

⇒支払期間を短くできる

☆償却(負債返却)期間を実質的に短縮化するための目的で

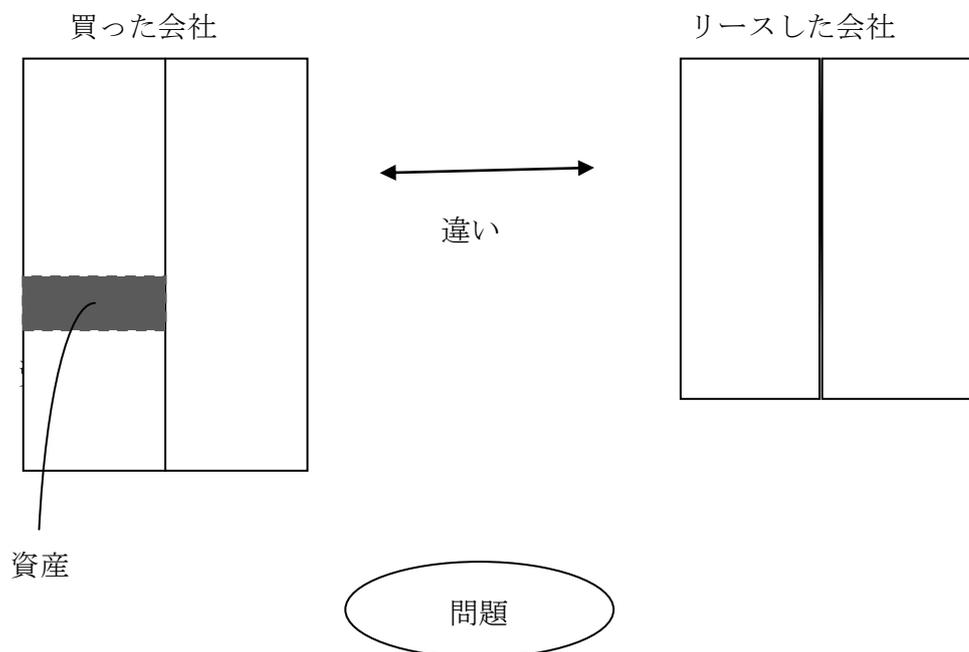
リース取引という手法が考案された

●未履行契約アプローチ（双務未履行の双務契約）

リース取引契約時点 ⇒契約についての資産及び負債は認識されない

⇒リース料を支払って初めて仕訳される

(借方) リース料 / (貸方) 現金

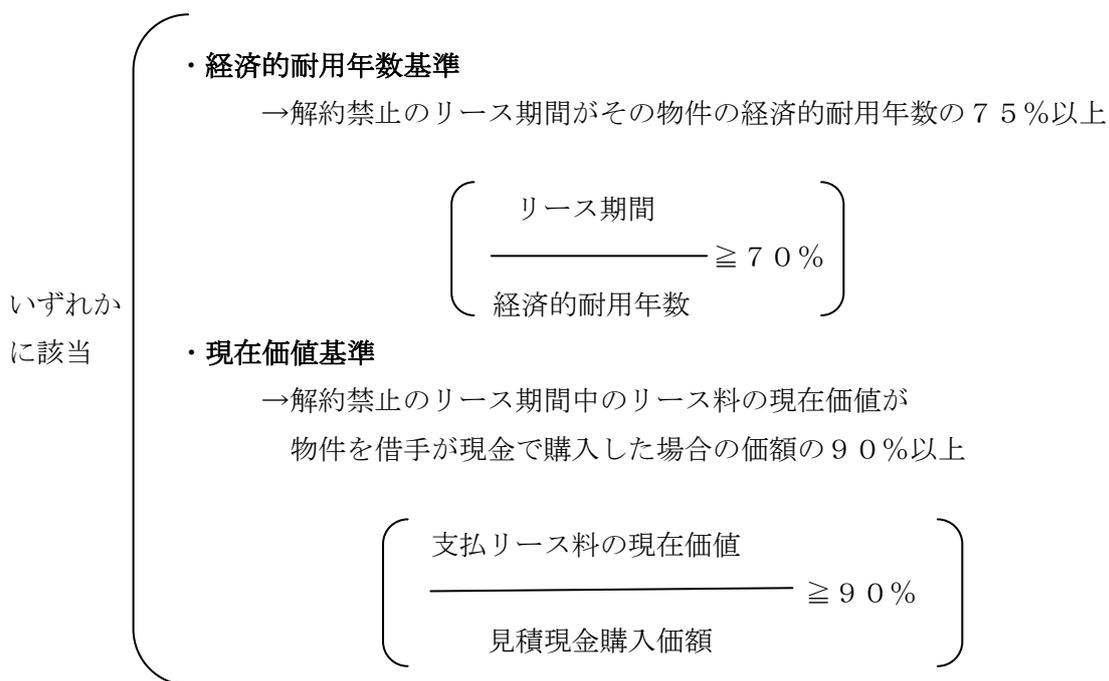


●リスク経済価値アプローチ

①ファイナンスリース ≡リース会社を介した物件購入(借りる側負担)

両方に
該当 $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{ノン・キャンセラブル} : \text{中途解約禁止} \\ \cdot \text{フルペイアウト} : \text{物件にかかるコスト全てを、借手がリース料として支払う} \end{array} \right.$

↓
<判定方法>



②オペレーティングリース ≡リース会社からのレンタル(リース会社負担)

→予告期間を経て自由に解約できる

→物件にかかるコスト全てを、借手が支払わないケースも多い

●ファイナンスリース取引の種類

①所有権移転ファイナンスリース

いずれかに該当

- ・ **所有権移転条項**(譲渡条件付リース)
→リース期間終了後,又はリース期間中で物件の所有権が借手に移る
- ・ **特別仕様**(特定物件リース)
→物件返還後、第三者に再リース,又は売ることが困難な為、借手によってのみ使用される
- ・ **バーゲンパーチェスオプション** (割安購入選択権付リース)
→リース期間終了後,又はリース期間中で、割安で物件を買い取れる

減価償却の方法

資産の耐用年数で、定額法・定率法のどちらでもよい

②所有権移転外ファイナンスリース

上記のいずれも該当しない場合。

減価償却の方法

リース期間で、定額法のみ

サービス付きリース

車を借りた場合

支払い
5,000円

・リース : 3,000円 → リースとして処理

・サービス : 2,000円 → (費用)2,000 (現金)2,000円